

柔道整復師の施術を受けられる人へ

柔道整復師（接骨院）の施術を受けるときは以下のことに注意してください。

柔道整復師の施術で保険が使えるもの

- 骨折、脱臼、打撲及び捻挫等（肉離れを含む）と診断又は判断され、施術を受けたとき（骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です）。
- 日常生活やスポーツ中に負ったなど負傷原因がはっきりした骨・筋肉・関節のケガや痛み。
主な負傷例・・・ 日常生活やスポーツ中に転んで膝や腰を打ったり、足首を捻ったりして急に痛みが出たとき。
- 内科的要因による疾患ではないもの。

健康保険が使えないもの

- 単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こり、筋肉疲労
- 慢性病や症状の改善のみられない長期の施術
- 医療機関（整形外科などの病院）で同じ負傷等を治療中のもの
- 労災保険が適用となる仕事や通勤途中での負傷

治療内容について国保よりお尋ねすることがあります

- 健康保険は治療を目的としたものであり、上記のように保険対象外の場合もありますので、負傷の原因（いつ・どこで・何をして・どんな症状か）を施術機関に正確に伝えてください。
- 施術が長期にわたる場合は、内科的要因が疑われますので、医師の診断を受けてください。
- 「受領委任」の場合、柔道整復師が患者に代わって保険請求を行うため、柔道整復施術療養費支給申請書の受取代理人欄（住所・氏名・委任年月日等）に原則、患者の自筆での記入が必要です。
- 領収書は必ず発行を受けて、大切に保管してください。
（高額療養費支給申請や医療費控除の際に必要です）

施術日や施術内容について照会させていただく場合があります。柔道整復師にかかったときは、負傷部位、施術内容、施術年月日や回数の記録、領収書等を保管いただき、照会がありましたら、ご自身で回答できるようにご協力をお願いします。